

【左記の「診断年月日」欄が、申請日から1か月以上前となっている場合は空欄の場合は、申請まで1週間を要した理由を「申請書」の「備考」欄に記入してください。】

臨床調査 前年票記 載の診断 年月日	年 月 日	<input type="checkbox"/> 臨床調査前年票記の「診断年月日」欄が、申請日から1か月以上前となっている場合は空欄の場合は、申請まで1週間を要した理由を「申請書」の「備考」欄に記入してください。 <input type="checkbox"/> 症状の悪化等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特段の理由なしここにチェックした場合、医療費助成開始日について遡ることができない原因は1か月前の同日までとなります。
-----------------------------	-------	---

※臨床調査前年票の診断年月日を記載してください。臨床調査前年票に診断年月日の記載がない場合は、記載不要です。ただし、審査の結果、重症分類を請していた場合は、改めて診断年月日を医師に確認する必要があります。ただし、遡ることができない原因は1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同日までとなります。

【左記で選択した日付が、申請日から1か月以上前の年月日となっており、申請まで1週間を要した「やむを得ない理由」がある場合は該当するものにチェックを入れてください。】

※1-1 特定医療費の支給開始日は、医療費助成個人票に記載された診断年月日又は重症分類の記載した日付です。ただし、遡り期間(申請前日から1か月前(上記でやむを得ない理由が確認できた場合は最長3か月前)の同日)まで遡ることが可能です。

※1-2 「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。また、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。

※1-3 「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。また、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。

※2 「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。また、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。

※3 「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。また、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は、重症分類(「A」にチェックを入れた場合は、「B」にチェックを入れた場合は、「C」にチェックを入れた場合は)を記載してください。

改める。
別記第八号様式を次のように改める。

や

第8号様式(第5条関係)

医療費助成申請書 (新規・更新・その他)

患者(本人) 個人番号

フリガナ	氏名	性別	生年月日	生年月日
姓	名	男 女	年 月 日	年 月 日
郵便番号			電話番号	(満 歳)

住所	東京都	丁目	番	号
種別	協会けんぽ・船員・船員・日雇・健康・共済・国保・その他 ()			
種別	被保険者	氏名	名	

病名	1	2	3
名称			
所在地			

患者本人に代わって申請する場合、下欄に記入してください。

フリガナ	氏名	名
姓	名	
患者と住所・電話番号が異なる場合は、下欄に記載してください。	住所	郵便番号
※住所が異なる場合、理由と続柄が分かる書面を添付してください。	東京部	電話番号
	丁目	番
	号	号
	団地・荘・マンション	号
	様方	

東京都知事殿

上記疾病の医療費助成を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者氏名 (白票又は記名押印)

患者との続柄 ()

【自治体記入欄】

(1) 申請者(代理人)の身元確認	1.個人番号カード 2.運転免許証 3.運転経歴証明書 4.原簿 5.障害者手帳 6.在留カード 7.その他 ()
(2) 代理権確認	1.戸籍簿本等(法定代理人) 2.委任状(任意代理人) 3.その他 ()
(3) 本人の番号確認	1.個人番号カード 2.通知カード 3.住民票の写し 4.住民基本台帳等の複製(※この場合は①、②の記載不要) 5.その他 ()
(4) 住民票情報照会確認	<input type="checkbox"/> ※①氏名、②住所、③申請者が代理人の場合は扶養義務者であることを照会確認して住民票の写しを添付する場合、左のチェックボックスを選択。なお、氏名及び住所の表記は、住民票に合致すること。

(注) ①申請日前3か月以内に発行された診断書及び②医療保険の資格確認情報がある書類を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

※收受印欄

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則別記第二号様式の三及び第八号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十四号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則（昭和五十九年東京都規則第一百一号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「發文事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十五号

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則（平成二年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「發文事務受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十六号

東京都立看護専門学校学則の一部を改正する規則

東京都立看護専門学校学則（昭和四十六年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「平成6年文部省告示第84号により」を「学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都立看護専門学校学則別記第四号様式は、令和八年度以降に入学する者について適用し、令和八年三月三十一日現在において在籍し、同年四月一日以降引き続き在籍する者については、なお従前の例による。

東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十七号

東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則の一部

を改正する規則

東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則（令和三年東京都規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を、「第三十条第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

第二条第一項中「第二十六条第一項又は第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項」に改める。

第三条中「第二十六条第一項」の下に「及び第二項」を、「第三十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十八号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表中「二十五日」を「末日」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第四十九号

東京都中央卸売市場財務規則の一部を改正する規則

東京都中央卸売市場財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（口座振替による収納）

第二十七条の三 収入徴収者は、納入者から口座振替の方法により納付する旨の申出があるときは、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関のうち、納入者が指定する金融機関に納入通知書を送付することができる。

2 収入徴収者は、前項の規定による申出を受けたときは、当該金融機関の承諾を得て、納入者に口座振替届出書を提出させなければならない。ただし、市場長が指定する場合は、納入者の依頼により、当該金融機関が収入徴収者に口座振替届出書を提出することができる。

3 収入徴収者は、納入者から口座振替の方法による納付を取りやめる旨の申出があつたときは、口座振替取消届を提出させなければならない。
第四十条後段を削り、同条に次のただし書を加える。
ただし、市場長が必要がないと認めるものについては、この限りでない。

第四十条に次の一項を加える。

2 請求書が二通以上ある場合においては、支払伝票にその通数を記載しなければならない。

第四十四条第六項中「第一項」の下に「及び前項の経費」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項各号に掲げる経費のほか、物件の購入等に要する経費（一件の支払金額が五万円以下のものとする。ただし、企業出納員が別に定める方法により支払う場合にあってはこの限りでない。）は、第三項及び第四項の規定にかかわらず、月ごとに十万円を限度として、必要な資金を前渡することができる。

第四十七条第一項第一号及び第二項ただし書中「第四十四条第三項」の下に「又は第六項」を加える。

第四十八条に次の二項を加える。

2 第四十四条第三項又は第六項の規定による前渡金は、前項本文の規定にかかわらず、

前月分又は前回分の精算終了前に、翌月分又は次回分の前渡を受けることができる。この場合において、前月分又は前回分の精算残金については、前条第二項ただし書の規定を適用しない。

3 第四十四条第三項又は第六項の規定による前渡金について、その月内に不足を生ずる見込みのあるときは、その都度精算の上、新たに前渡を受けることができる。

第五十九条第二号中「押印」を削る。

第八十一条中「受領印を」を「受領の確認を求め、」に、「押させ」を「その旨を記載させ」に改める。

第九十五条第一項中「できない」を「できる」に改める。

第一百五十五条中「して、押印」及び「の上、押印」を削る。

別記第三十三号様式の次に次の二様式を加える。

第33号様式の2 (第27条の3関係)

口座振替届出書

年 月 日

東京都中央卸売市場長 殿

住所 納入者 氏名

市場使用料を私名義の預金口座から口座振替の方法により支払うこととしたので、下記のとおり届け出ます。

記

所管局・所名	
収入金の内容	
支払店名	銀行 支店
預金口座名・番号	当座預金 普通預金 番

上記届出のことについては、承諾いたします。

年 月 日

住所 支払店 店舗名

第33号様式の3 (第27条の3関係)

口座振替取消届

年 月 日

東京都中央卸売市場長 殿

住所
納入者 氏名

私は、東京都に納める市場使用料を口座振替の方法で納付しておりましたが、都合により取り消したいので、下記により、届け出ます。

記

所管局・所名	
収入金の内容	
支払店名	銀行 支店

(日本産業規格A列4番)

別記第三十五号様式の二、第四十八号の二様式及び第四十八号の三様式中「㉔」を削る。

別記第五十一号様式乙中「㉕」及び「㉖」を削る。

別記第五十二号様式甲から第五十三号様式までの規定中「㉗」を削る。

別記第五十五号様式甲中「㉘」を削り、「第34号様式乙」を「第54号様式乙」に改める。

別記第五十五号様式乙中「㉙」を「確認」に、「並べて」を「行つて」に改める。

別記第五十六号様式乙及び第五十六号様式丙中「㉚」を削る。

別記第五十七号様式乙中「㉛」を削る。

別記第五十八号様式、第六十一号様式甲及び第六十一号様式乙中「㉜」を削る。

別記第六十二号様式及び第六十三号様式中「㉝」を削る。

別記第七十四号様式の二及び第七十五号様式中「㉞」を削る。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場財務規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一・六パーセント」を「二・七パーセント」に改め、同条第二項中「〇・一四九パーセント」を「〇・六二八パーセント」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則第七条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

東京都河川法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十一号

東京都河川法施行細則の一部を改正する規則

東京都河川法施行細則（昭和四十年東京都規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基き」を「基づき」に改め、「許可」の下に「、登録」を加え、「または」を「又は」に改める。

第二条中「申出書または届出書」を「届出書、申出書又は申請書」に改め、同条第二号中「第十八条の七」を「第十八条の八第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 省令第二十八条の二に規定する申請書

第二条に次の一項を加える。

2 別表第二上欄に掲げる申請書又は届出書の提出部数は、正本一部及び同表下欄に掲げる部数の副本とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第五条中「の事務所」を「に規定する事務所」に改める。

第六条中「河川法」を「法」に、「及び第五十五条並びに」を「まで、第五十五条及び」に、「期間中」を「期間中は、」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

別表第二中「第三条」を「第二条第二項」に改め、同表を次のように改める。

附 則	<p>省令第十一条の水利使用に関する許可申請書 省令第十一条の二の水利使用に関する登録（及び許可）申請書 省令第十二条の土地の占用に関する許可申請書 省令第十三条の河川の産出物の採取に関する許可申請書 省令第十五条の工作物の新築、改築、除却に関する許可申請書 省令第十六条の土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採に関する許可申請書 省令第十八条の三の竹木の流送に関する許可申請書 省令第十八条の十一の物件の洗浄に関する許可申請書 省令第十八条の十一の物件の堆積又は設置に関する許可申請書 省令第二十二条の権利譲渡承認申請書 省令第十九条の完成検査の申請書 省令第二十条の工作物一部使用承認申請書</p>	<p>省令第二十一条の地位承継届 省令第三十条の河川保全区域における行為の許可申請書 省令第三十三条の河川予定地における行為の許可申請書 省令第三十三条の四の河川保全立体区域における行為の許可申請書 省令第三十三条の七の河川予定立体区域における行為の許可申請書</p>	<p>申請に係る工作物に対する法第二十六条の許可が知事限りでなされている場合</p>	<p>申請に係る工作物に対する法第二十六条の許可が国土交通大臣の認可を得てなされている場合</p>	<p>申請に対する許可が知事限りでなし得る場合</p>	<p>申請に対する許可が国土交通大臣の認可に係る場合</p>	<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>一部</p>	<p>五部</p>	<p>五部</p>
-----	---	--	--	---	-----------------------------	--------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都河川法施行細則第六条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条から第二十七条まで、第五十五条及び第五十七条の規定による許可について適用し、施行日前になされたこれらの規定による許可については、なお従前の例による。

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十二号

東京都臨海地域開発事業財務規則の一部を改正する規則

東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和三十九年東京都規則第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項第十二号を次のように改める。

十二 自動振替払による公共料金等

第四十五条に次の一項を加える。

6 第三項の規定にかかわらず、第一項第十二号の経費に係る費用は、月ごとの所要額を予定して、前渡することができる。

第四十七条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第四十五条第一項第十二号の規定に基づく前渡金（以下「公共料金等前渡金」という。）については、自動振替により支払うものとする。この場合において、公共料金等前渡金支払調書を作成し、又は支払を証明する書類を債権者その他の者から徴し、これをもつて領収書に代えることができる。

第四十八条第一項第一号中「同条第四項に該当する前渡金」の下に「及び公共料金等前渡金」を加え、同条第二項ただし書中「前渡金」の下に「及び公共料金等前渡金」を加え、同条に次の一項を加える。

5 公共料金等前渡金で、その前渡を受けた月内に不足を生じる見込みのあるときは、新たに前渡を受けることができる。

第四十九条第一項ただし書中「若しくは第九号」を「、第九号若しくは第十二号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第五十三号

東京都特別企業出納員事務取扱規則の一部を改正する規則

東京都特別企業出納員事務取扱規則（昭和三十九年東京都規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

区	収		納		繰		使		計	小		合
	納入済通知書 枚数	金額	払込済通知書 枚数	金額	納入済通知書 枚数	金額	収納金額 円	支払金額 円		納入済 通知書分	払込済 通知書分	
分	納入済通知書 枚数		払込済通知書 枚数		納入済通知書 枚数		収納金額 円		小計	納入済 通知書分		合
区	納入済通知書 枚数		払込済通知書 枚数		納入済通知書 枚数		収納金額 円		小計	納入済 通知書分		合

区	収		納		繰		使		計	小		合
	納入済通知書 枚数	金額	払込済通知書 枚数	金額	納入済通知書 枚数	金額	収納金額 円	支払金額 円		納入済 通知書分	払込済 通知書分	
分	納入済通知書 枚数		払込済通知書 枚数		納入済通知書 枚数		収納金額 円		小計	納入済 通知書分		合
区	納入済通知書 枚数		払込済通知書 枚数		納入済通知書 枚数		収納金額 円		小計	納入済 通知書分		合

改める。

別記第四号様式中「納入通知書額」を「納入通知書・口座振替金額」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特別企業出納員事務取扱規則別記第三号様式及び第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十四号

東京都会計事務規則の一部を改正する規則

東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十四 警視庁旅費請求システム 警視庁職員の旅費に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。

第七条第一項中「警視庁、」を「警視庁に所属する所並びに」に、「これら」を「これ」に改め、同条第三項ただし書中「、経営企画室長」を「経営企画室長を、警視庁にあつては警視庁旅費事務センター所長」に改める。

第十条第一項中「特別出納員」の下に「（警視庁の特別出納員を除く。）」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

三 警視庁の特別出納員 警視庁旅費事務センターで取り扱う事務についての支出命令及び振替収支命令の審査をすること。

第十三条第一項中「及び契約請求システム」を「、契約請求システム及び警視庁旅費請求システム」に改める。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

東京都下水道局長 藤 橋 知 一

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程（昭和四十八年東京都下水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一・六パーセント」を「二・七パーセント」に改める。

附則

1 この規程は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規程第六条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

